

納税協会は、公益の認定に向けた内部体制等の整備に取り組んでいます。

●新たな公益法人制度について

民間による公益活動の健全な発展を促進するため、主務官庁制の見直し・法人格の取得と公益性の判断の分離といった、新たな公益法人制度が平成20年12月1日からスタートしました。

そのため、これまでの社団・財団法人は、平成25年11月30日までに、内閣府又は都道府県が設置する第三者機関（公益認定等委員会等）から、公益の認定を受けて公益社団・財団法人となるか、一般社団・財団法人への移行の認可を受けなければ、解散となります。

●納税協会の取組

納税協会は、税知識の普及、適正な申告納税の推進、納税道義の高揚を目的に活動する健全な納税者の団体であり、新たな公益法人制度の枠組みにおいても、高い公益性を有した活動を継続するため、公益の認定を受けるべく、内部体制等の整備に取り組んでいます。

会員の皆様方におかれましては、納税協会の公益認定に向けた取組について、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。